

双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（双葉町決定）

都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のように変更する。

名 称		双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡双葉町大字長塚字原田、蛭子堂、町西及び深谷、大字新山字東館、大字下羽鳥字益田					
面 積		約 23.9 ha					
位 置 及 び 規 模	特定公益的施設	約 0.5 ha	備 考	公共施設等を東側駅前に配置する。			
	住宅・特定公益的施設	約 6.2 ha		住宅、医療、商業施設等を地区の中心となる双葉駅西側に配置する。			
	特定公益的・特定業務施設	約 5.2 ha		商業施設、業務施設等を既成市街地と連担する東側駅前及び住宅・特定公益的施設と連担する地区南西部に配置する。			
	特定公共施設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路・歩行者専用道路	—	14～4m	約 5,300m	駅東西に交通広場を配置する
	公園及び緑地	地区に隣接する都市計画道路3・5・6長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。					
	その他の公共施設	水路 既設水路の機能を確保する。 下水道 ①雨水：調整池を経由して既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。					
	小 計	約 12.0 ha					
		特定公益的・特定業務施設(東口)	特定公益的・特定業務施設(西口)	左記以外の施設			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		400/100	200/100	200/100			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		80/100	60/100	60/100			
建築物の高さの最高限度		—	—	—			

「区域は計画図表示のとおり」

理由

帰還町民及び周辺の就業者等の「住む拠点」として、日常生活を支える商業、医療・福祉機能の確保、「職・住・遊」のミクストユースを推進し、多様な土地利用に対応できるよう一部の街区を大街区整備とし、また、既存樹木の保全、従前水路の機能確保等を図るために、区画道路及び歩行者専用道路の位置及び延長を変更し、住宅・特定公益的施設、特定公益的・特定業務施設、水路、公園及び緑地の位置並びに規模を変更しようとするものです。

## 都市計画の変更に係る土地の区域

### 1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県双葉郡双葉町のうち

大字<sup>しもはとり</sup>下羽鳥<sup>ますだ</sup>字益田の一部の区域

### 2 都市計画から除外される土地の区域

福島県双葉郡双葉町のうち

大字<sup>ながつか</sup>長塚<sup>はらだ</sup>字原田の一部の区域

### 3 都市計画を変更する土地の区域

福島県双葉郡双葉町のうち

大字<sup>ながつか</sup>長塚<sup>はらだ</sup>字原田、<sup>えびすどう</sup>蛭子堂、<sup>まにし</sup>町西及び<sup>ふかや</sup>深谷の各一部の区域

大字<sup>しんざん</sup>新山<sup>ひがしだて</sup>字東館の一部の区域

大字<sup>しもはとり</sup>下羽鳥<sup>ますだ</sup>字益田の一部の区域